

京都市知的障害者授産施設条例の一部を改正する条例（平成18年9月28日京都市条例第14号）（保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課）

京都市桂授産園（以下「園」といいます。）を京都市西京区桂徳大寺北町81番地に設置するとともに、障害者自立支援法の一部の施行に伴い、規定を整備することとしました。

園の設置に係る改正は平成18年11月1日から、障害者自立支援法の施行に伴う規定整備に係る改正は同年10月1日から施行することとしました。

なお、園の利用に係る料金の承認の申請その他の準備行為は、園の設置に係る改正の施行前においても行うことができることとしました。

京都市知的障害者授産施設条例の一部を改正する条例を公布する。

平成18年9月28日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第14号

京都市知的障害者授産施設条例の一部を改正する条例

第1条 京都市知的障害者授産施設条例の一部を次のように改正する。

第1条第1項を次のように改める。

主として知的障害者（知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者をいう。以下同じ。）に対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練等を提供するための施設（以下「施設」という。）を設置する。

第2条第1号中「法」を「障害者自立支援法（以下「法」という。）附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法」に改める。

第5条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第1号を次のように改める。

(1) 法第19条第1項の規定による介護給付費を支給する旨の決定を受けた知的障害者

第5条第2号中「法」を「知的障害者福祉法」に改める。

第7条第1項中「。以下「利用者」という」を削り、同条第2項中「第15条の1第2項第1号の規定により、利用者について施設訓練等支援費の支給の決定を行った市町村長」を「附則第21条第2項に規定する厚生労働大臣」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（利用資格の特例）

2 法附則第19条第1項の規定により法第19条第1項の規定による支給決定を

受けたものとみなされる知的障害者は、第5条の規定にかかわらず、施設を利用することができる。

第2条 京都市知的障害者授産施設条例の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、京都市桂授産園においては、次の事業を行う。

(1) 法第5条第14項に規定する就労移行支援を行う事業

(2) 法第5条第15項に規定する就労継続支援を行う事業

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める社会福祉の増進に関する事業

第3条第2項第1号中「前条各号」を「前条第1項各号（京都市桂授産園にあっては、同条第2項各号）」に改める。

第5条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、京都市桂授産園を利用することができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 法第19条第1項の規定による訓練等給付費を支給する旨の決定を受けた法第4条第1項に規定する障害者

(2) 前項第2号に掲げる者

第7条第1項中「第5条第2号」を「第5条第1項第2号及び第2項第2号」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 利用料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(1) 第2条第1項第1号に掲げる事業に関し施設を利用する者 法附則第21条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

(2) 第2条第2項第1号又は第2号に掲げる事業に関し施設を利用する者 当該事業に関し法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定

した費用の額

附則第2項中「第5条」を「第5条第1項」に改め、「施設」の右に「（京都市桂授産園を除く。）」を加える。

別表第1京都市うずまさ学園の項の次に次の1項を加える。

京都市桂授産園	京都市西京区桂徳大寺北町81番地	30
---------	------------------	----

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は平成18年10月1日から、第2条の規定は同年11月1日から、次項の規定は公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 京都市桂授産園の利用に係る料金の承認の申請その他京都市桂授産園を供用するために必要な準備行為は、第2条の規定の施行前においても行うことができる。

（保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課）